

国民年金

過去の保険料が納められます

国民年金で老齢年金を受けるには二十五年以上保険料を納めなければなりません。
うっかり納め忘れた場合、二年前まででしたらさかのぼって納めることができますが、それ以上過ぎてしまうと納めることができません。そのため、県内でも年金を

受けるのに必要な納付期間が不足し、このままでは年金を受けられないだろうと思われる人達がかかり見受けられます。このような人達に最後のチャンスとして、五十二年七月一日から五十五年六月三十日までの二年間に限り、一か月四、〇〇〇円で過去の未納期間について、保険料を納めることができる特例納付の制度ができました。この特例納付を利用できる人は、明治四十四年四月二日以降生れの人で、強制加入期間に限られますが、あなたがもし、年金を受けるのに期間が不足しているようでしたら、絶対この機会を逃さないでください。
詳しくは住民課年金係(☎21116)まで

新収入役に石井富雄氏(54歳)



たに石井富雄氏(鳥喰新田)が就任されました。

石井氏は税務・総務課長を歴任。永い公務員生活を通しての財政通で、その手腕は高く評価されており、今後の活躍が期待されます。

七月十一日付で任期満了となった本間重寿氏にかわって、新

せんきよだよ(その6)

投票用紙に字が書けないようなとき

投票はすべて選挙人が自分で投票用紙に候補者の氏名を記載する、いわゆる自書投票主義を原則としていますが、自分で書くことのできない選挙人に対しても選挙権の行使を保障するため、自書投票主義の例外として、投票補助者が本人にかわって投票用紙に候補者の氏名を記載する代理投票制度が認められています。

しかし、代理投票といっても、本人の意思に関係なく代理人の意思で投票する一般的な代理投票とは異なり、実質的には代筆投票といふべき制度です。

選挙人が投票に際し、指先や腕の疾病、中風、失明などの身体の故障、または文盲のため候補者の氏名を自分で書くことができないときは、投票管理者に申請することにより代理投票を行うことができます。

投票管理者は、申請のあった選挙人について、代理投票をさせるべき事由があると認めるときは、投票立会人の意見をきいて、投票を補助する者二人を本人の承諾を得て定めます。この補助者二人のうち一人は選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、他の一人はこれに立会うこととなります。

以上が代理投票についてのあらましですが、このほかに自書投票主義の例外といえる制度として記号式投票の制度があります。これは、あらかじめ投票用紙に候補者の氏名を印刷しておき、選挙人が自分の投票しようと思う候補者に○の記号をつける投票の方法なのです。自書投票主義が、自書能力のない者の棄権、無効投票の増大、投票効力の判断の困難性などの欠陥があるのに対し、記号式投票はこれらの問題を解決してくれる方法といふことができます。

記号式投票は、現在、都道府県や市町村の議会の議員および長の選挙についてのみ採用されています。この場合は当該地方公共団体において、その旨の条例を設けることが必要とされ、全国的にはまだ一部のところしか実施されていません。

点字投票も投票に関するその他の例外的な制度の一つです。点字投票をする場合には、まず、盲人である選挙人が、点字によって、投票を行う旨を投票管理者に申し

立てることになっていきます。盲人でない選挙人が点字投票を行う旨を申し立てても認められないことになっていきます。

投票管理者は、投票用紙に点字投票の印を押して申立人に交付します。盲人である選挙人は交付を受けた投票用紙に、点字で、候補者の氏名を記載し投票することになります。なお、この場合、選挙管理委員会は、点字器を準備し、選挙人の便宜をはかっています。

今回は「投票の結果はどうなる」を掲載する予定です。

町議会議員補欠選挙

投票日は8月27日です

午前7時～午後6時